

# 令和六年度出産・子育て応援給付金に係る 差押禁止等に関する法律案 概要

## 趣 旨

- 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の実効性をより高めるため、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から、令和4年度第2次補正予算及び令和5年度予算に係る出産・子育て応援給付金が支給されてきた。  
これらの出産・子育て応援給付金については、その対象者自らが使用することができるよう、議員立法により、差押禁止等の措置が講じられた。
- 令和6年度予算に係る出産・子育て応援給付金についても、これまでと同様に、その対象者自らが使用することができるよう、差押えを禁止する等の必要がある。

## 一 差押禁止等

- 1 令和六年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止する。
- 2 令和六年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産について、差し押さえることを禁止する。

## 二 非課税

租税その他の公課は、令和六年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

## 三 施行期日

公布の日から施行する。